

平成 24 年 9 月 吉日

関係者各位

韓国税関のルール変更による品名の記載について(REVISED)

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。  
表題のとおり、マニフェスト上の品名の記載についての指導がありましたので、  
ご連絡致します。

－ 記 －

品名として数字、アルファベット、記号文字、大まかに表す言葉、  
ブランドネームだけを記載することは出来なくなります。(添付参照)  
そして、品名も細かく必要となります。場合によっては、ペナルティチャージの  
対象となりますので、ご対応のほど宜しくお願い致します。

例) PARTS × → ELEVATOR PARTS or ENGINE PARTS ○  
SAMPLE × → SAMPLE OF WOOD CHAIR ○  
NIKE × → NIKE SHOES ○  
USED MACHINERY × → USED COPY MACHINE ○  
100% COTTON YARN × → 100% COTTON YARN FOR CLOTHES ○

適用 : 10月1日韓国入港分より、韓国でのトランシップカーゴも含む。

ACL で送信いただいておりますお客様は、項目：品名欄上の記載にご注意願います。  
また、KMTC の E-S/R をご利用のお客様は、Commodity 欄と Description of Goods  
欄の記載にご注意いただき、同じ表記をお願い致します。

敬具

お問い合わせは、弊社カスタマーサービスまでお問い合わせ願います。

TEL NO.03-3500-5051 / 03-3500-5074

以 上

<b>Standard of Wrong Commodity</b>	<b>Example</b>
1 Number, Alphabet, Korean Alphabet	0, 1, 11, 123, A, B, AAA, ACC, ETC
2 Special Character	!, @, #, \$, %, &, *, ?, ^, ETC
3 Meaningless words (Broad word)	Sample, Parts, Accessory, Goods, Gift, Products, ETC
4 Brand	NIKE, ADIDAS, ETC